

障がいを理由とする偏見や差別をなくし、共生社会を実現しましょう

障がいのある人とは、

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第一章 総則(定義)第二条より

一 障害者

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



白杖 SOS シグナル

視覚障がいの方が、白杖を頭上に掲げてサポートを求めるシンボルマーク。(H27に決定)
赤は緊急性を、包み込む輪は支え合い、助け合いの絆を表しています。

障がいのある人を含むすべての人々にとって住みよい社会づくりをすすめるには、
個々の障がいについて正しく知り、適切に対応することが必要です。

〈障壁(バリア)を取り除く “バリアフリー”へ〉

身の回りの「障がいのない人」には、問題がなくても、「障がいのある人」にとっては、「障壁(バリア)」となる場合があります。この「障壁(バリア)」を取り除いたり、整えたりすることが「バリアフリー」です。

①	物理的障壁(バリア)	物理的に移動したり、施設を利用したり際の、建物・道路や交通機関などに関する障壁 →交通機関や建物・施設の段差をなくしたり、設備を整えたりする
②	制度的障壁(バリア)	資格や免許が取得できないなど制度上の障壁 →国や地方公共団体が障がいのある人に対しての各種施策を行う
③	文化・情報面の障壁(バリア)	情報の入手しやすさに関わる障壁 →点字、手話サービス、要約筆記、ノートテイク、盲導犬などの理解を図る
④	意識(心)上の障壁(バリア)	無知・無理解・無関心によって、存在を排除するような障壁 →障がいのある人に対して理解を深め、配慮し合う地域・社会づくり

〈ユニバーサル社会(誰もが住みやすいまち)へ〉

一人ひとりの人権を尊重するまちづくり~よく生き合おう~

障がいの有無や年齢、性別、人種等にかかわらず、すべての人が利用しやすい、「まち」や「もの」を、あらかじめつくる考え方を「ユニバーサルデザイン」といいます。また、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する社会を「ユニバーサル社会」と言います。

○ 困っている人に出会ったら、

(1) まず、あいさつをする。「こんにちは」(○:様子をうかがうように見る、×:せろせろ見る)

(2) 正面から声をかける。「どうかなさいましたか?」「何かお手伝いしましょうか?」

(例)視覚に障がいのある方を支援する際は、お困りごとの内容により、ご自分の肩やひじなどに手をかけてもらい、ゆっくり誘導するなどの支援をする。この時、その方の命綱となっている白杖を持つ手にふれないようにしてください。



SDGs 岐阜市
未来都市
岐阜市オリジナル SDGs ロゴ
2023(R5)年より使用

○ 障がい者等専用駐車場が空いていても駐車しない。点字ブロック上に自転車などの物を置かない。など

「合理的配慮の提供」とは・・・

役所や事業者、会社、店などが、障がいのある人から、何らかの対応を伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること。

例えば、耳が不自由な人と意思を伝え合うために、手話や文字表示などを用い、目で見て分かるようにすること。

正当な理由があったり、重すぎる負担があったりするときでも、障がいのある人への理由の説明や別のやり方の提案も含めた話し合いを行い、理解を得るように努めること(合意形成)が大切です。

「不当な差別的取り扱いの禁止」とは・・・

役所や会社、店などが、障がいのある人に対して、正当な理由がなく、障がいを理由とした差別を禁止すること。

例えば、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入会できないこと、車いすだからといって店に入れないことなど。

毎年12月3日から9日は障害者週間 ※内閣府 HP より抜粋のため、「障害者」の表記のまま掲載しています

「国際障害者デー」である12月3日から我が国の「障害者の日」である12月9日までの1週間。

(参考)障害者基本法

第9条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

最近の障がい者差別解消にかかわる主な動き

年	動き	岐阜市の主な動き(抜粋)
現在 2024 R6	7月最高裁判所が障がいのある人等に対する不妊手術を強制してきた「旧優生保護法」について憲法違反を認め、その被害者に対する賠償を命じる等の判決を下す。その後、総理大臣が原告等に謝罪。	3月「第5次岐阜市障害者計画」 基本理念「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」
2023 R5	「第5次障害者基本計画」策定	
2022 R4	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行(文化・情報面のバリアフリー)	「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」制定、施行
2020 R2	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」改正(物理的バリアフリー)	
2019 R1	・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行(文化・情報面のバリアフリー) ・「欠格条項削除法」成立(制度的バリアフリー) ・「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」施行	
2018 H30	「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行	「インクルーシブアドバイザー」を養成
2016 H28	4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行 すべての国民が、障がいの有無によって、分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。	「岐阜市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」制定 「障がいのある人への対応事例集」等を作成、研修、周知の開始
2014 H26	1月「障害者の権利に関する条約」締結 2月から効力が発生 障がいのある人の人権や基本的自由の享受を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定している国際条約	
2013 H25	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)施行 基本理念「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が位置づけられた。また、障がい者の定義に難病等が加えられた。 6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)制定	
2012 H24	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行(3つの虐待、5つの類型) ・自治体への通報などを義務付ける。	障がい者虐待防止センター機能 障がい福祉課に 「虐待防止相談員」を配置
2011 H23	「障害者基本法」一部改正・障がいのある人への差別の禁止、地域社会における共生等に関する内容が盛り込まれる。	
正しく知ることが 相手を思いやることにつな갑니다  岐阜市人権啓発 シンボルマーク 「あったかハートちゃん」 2003(H15)年より使用		
2008(H20)年4月1日 岐阜市役所では、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、障がい者の人権をより尊重するという観点から「障害」を「障がい」とひらがな表記することにしました。(ただし、法令用語等は今までどおり漢字表記としています。) 1997(H9)年「岐阜市障害者計画」策定		
これ以前は省略しています		